

土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正の趣旨等について

1. 条例改正の経緯

本市では、土砂等により土地を埋め立てる場合には、他法令の規定による許可等の処分やその他の行為に係る場合など、適用除外規定に該当する場合を除き、条例に基づく申請及び許可が必要となります。条例により規制することで、市民の生活環境の保全及び災害防止に資することを目的としております。

しかしながら他市町村において、条例が適用されない面積の埋立てを繰り返し行い、結果として適用面積まで埋め立ててしまうような悪質案件が多く見受けられております。また、今後予想される都市開発（東京オリンピック等）で大量発生した建設残土が悪質業者によって搬入されるおそれもあります。

これらの対策として、適用面積の下限撤廃及び土砂等の発生元を茨城県内のみとする条例改正が重要であり、近隣市町村においても条例改正が進んでいることから、本市においても土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を一部改正するものです。

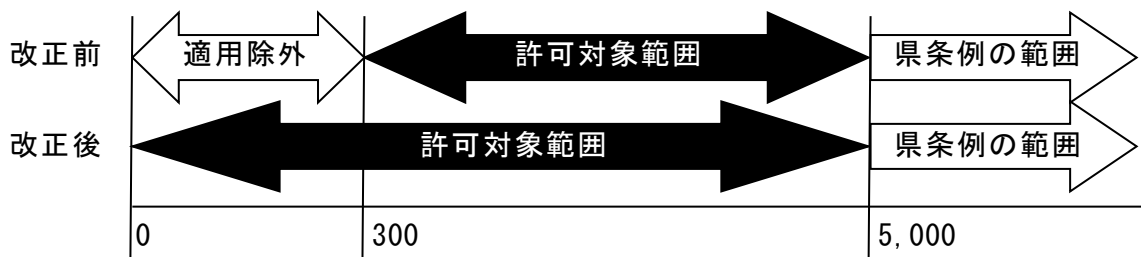
2. 施行日

平成 29 年 6 月 1 日より施行となります。

3. 主な改正点

(1) 許可対象面積の除外規定を無くし、0 m²から許可対象とします。

改正前	改正後
土地の埋立て等の許可(条例第7条) ・埋立て等区域の面積が300平方メートル以上5,000平方メートル未満である土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	土地の埋立て等の許可(条例第7条) ・埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。



単位：平方メートル

<適用除外となる事業>

適用除外となる事業は主に次の7つです。

- ① 土地の造成等を行う事業であって、その土地の区域内において発生した土砂等のみを用いて行なわれる土地の埋立て等
 - ② 国又は地方公共団体が行う土地の埋立て等
 - ③ 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等
- 例) 都市計画法に基づく開発行為許可を受けた事業
建築基準法に基づく建築等の許可を受けた事業
砕石法に基づく採取計画の許可を受けた事業
砂利採取法に基づく採取計画の許可を受けた事業など
- ※農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等及び同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出に係る土地の埋立て等を除く
- ④ 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
 - ⑤ 施設等の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

改正による追加事業（規則第4条）

- ⑥ 居住地内において行う庭の造成または管理行為のために行う土地の埋立て等
- ⑦ 100平方メートル未満で行う建設工事等に利用するための一時的な堆積

(2) 埋立て等に用いる土砂等について、茨城県内で発生したものに限定します。

改正前	改正後
許可基準（条例第10条） 埋立て等に用いる土砂について、発生場所の規制なし。	許可基準（条例第10条） ・埋立て等に用いる土砂等が茨城県内で発生したものであること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

※条例施行日（平成29年6月1日）以前に申請した県外残土の搬入については、埋立て等に使用する土砂等の搬入計画（様式第2号）に記載する搬入期間に限り、条例施行日以降も許可するものとします。

(3) 地質分析調査が変わります。(様式第5号)

地質分析調査 (改正後)			
項目	単位	基準値	測定方法
六価クロム	mg/l	0.05	日本工業規格 K0102 65.2(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l	0.002	平成9環告第10号付表
セレン	mg/l	0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4
ふっ素	mg/l	0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1c)(注(6)第3文を除く), 昭和46環告第59号付表6
ほう素	mg/l	1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4
1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05	昭和46年環告第59号付表7

- ・六価クロム, セレン, ふっ素, ほう素の測定方法が変わります。
- ・クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)と1, 4-ジオキサンが新たに項目に追加されます。